大阪柔整だより

「令和 8 年度 保険専門講座」　開催

令和 8 年 10 月 3 日（土）15 時より大阪柔整会館 5 階にて「令和 8 年度 保険専門講座」が開催され、約 120 名の会員の先生方が参加されました。

長谷川理事の司会のもと、車野副会長による開会の辞、玉山会長の挨拶に続き、「療養費の改定について」「施術録の書き方について」の 2 部構成で、保険担当理事が講師を務めました。

本講座は、6 月に開催した料金改定説明会の内容に加え、7 月 1 日付で示された疑義解釈や、施行から約 3 ヵ月の運用の中で見えてきた点をお伝えするものです。

Part1 では、吉村理事より改定の全体像と主な料金改定について説明がありました。改定率は＋0.60％と医科（＋0.28％）を上回る水準となり、後療料や電療料が大きく引き上げられた一方、冷罨法料は引き下げとなったことに注意が促されました。あわせて、再検料の算定回数の拡大、2 部位目の 80％逓減の導入、長期・頻回施術に係る逓減の起算月の変更など算定ルールの見直しが解説され、骨折・不全骨折・脱臼は初検時に負傷名の記載順序を優先することも紹介されました。

続いて、明細書発行加算が「体制の評価」から「発行実績の評価」へと変わり、原則毎回発行となったことについて、様式や疑義解釈を交えて説明がありました。また、請求時期に関するルールの明確化、患者照会の 4 段階プロセス、償還払いへの変更要件の見直しについても解説がありました。

Part2 では金田理事より、施術録は支給申請書の内容を裏付ける一次記録であるとして、具体的な書き方の説明がありました。負傷の原因は「いつ・どこで・何をして・どうなったか」まで記載すること、経過は施術日ごと・部位ごとに記録すること、転帰は区分・日付・理由まで残すことなどを、記載例の NG 例と OK 例を示しながら解説しました。特に支給申請書の転帰欄の「中止」は、患者が任意に施術を中止した場合（任意中止）とは別のものであり、最終施術日の時点で今後の来院が分からない場合は「中止」とせず、無表示（継続）とするよう注意が促されました。

さらに、長期施術については「客観的な身体所見」「生活・仕事への支障」「施術計画の工夫・変更」の 3 点を記録しておくことが、照会への備えになると強調されました。

質疑応答では、事前に寄せられたご質問に回答しました。特に多かった償還払いの新基準（前月までの連続する 12 ヵ月間に通算 8 ヵ月以上かつ 9 部位以上）については、長谷川理事が回答されました。最後に車野副会長の閉会の辞をもって、講座は終了となりました。

今回の改定では、料金の見直しとあわせて、明細書による情報共有、逓減の考え方、患者照会の手順などが整理されました。そのいずれにおいても、拠りどころとなるのは日々の施術録です。

会員の先生方には、本講座の内容を改めてご確認いただき、療養費の適正な取扱いにご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

保険部